

（今後の課題）

平成 24 年 4 月から消費者安全専門調査会では、「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」について検討を重ねてきた。この検討においては、リコール情報や注意喚起情報が消費者の手元に確実に届き、消費者が対策のために行動すれば、事故の再発、未然防止に役立つという狙いのもとに行政、関係機関、有識者ヒアリングを重ね、消費者実態調査を実施し、審議を深めた。

しかし、リコール全般を考えると、事故の端緒情報を得たときに、製造・輸入事業者がどのように行動するか、リコールを開始する判断基準をどこに置くのか、また、その情報を入手しやすくするにはどうするかなど、リコールの入り口ともなるべき論点については、十分に検討を尽くしてはいない。

また、今回の検討は消費生活用製品に力点を置いており、食品、自動車、市販医薬品などを十分に念頭に置いた審議にはなっていない。

審議の後半では、リコールに関する国際規格等の有効性の検討やガイドライン・法整備等の必要性が提案される等、様々な議論がなされた。リコール基本法、リコール促進法など、法整備の必要性の提案もなされ、第 20 回消費者安全専門調査会では様々な議論がなされた。

消費者の手元に確実に情報が届いていないのは、情報の受け手（消費者側）の問題と並んで以上に、現在のリコール体制にもなお改善すべき点問題があるのではないかと。国、地方自治体、製造・輸入事業者、販売・流通事業者、事業者団体の責務と役割を明確にすべきである。

さらに消費者には、自ら必要な知識を修得する、及び必要な情報を収集する等の自主的かつ合理的に行動する努力義務がある。平成 24 年 12 月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育を通じて消費者が自ら、安全に係る知識を修得し、自主的に情報収集を行い、行動を取るよう促していくことが重要である。

たとえば事業者によるリコール報告義務や行政機関における一元的体制の構築などが考えられる。また、自主リコールでは、リコールを実施する製造・輸入事業者の対応に差が目立っている事や法的規制が及んでいない「すき間」領域をなくすことも考慮すべきであるとの意見や法令の問題か運用の問題かの検討も必要との意見が出されている。

消費者事故の未然防止に係る消費者、事業者、行政などの実態について更なる検証を行って問題点を整理し、それを解決するためのガイドライン、国際・

国内の規格、個々の法令、包括的な法律、その他の方法を外国の例も含めて広く検討し、適切な対策を行うことが必要である。今後の課題として、事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的な法整備の必要性や、それにもとづく製品の態様ごとの法改正やきめ細やかなガイドラインなどの必要性の検討を開始すべきと考える。

—そのためには、消費者、事業者、行政などの実態について更なる検証が必要である。

消費者安全専門調査会としては、この報告書にある方策の提言の改善、強化に取り組むことを期待するとともに、ガイドライン、国内・国際の規格、法令、その他のリコールの効果を上げる方法を、上記のリコール関連の法整備に係る課題については、消費者委員会において外国の例も含めて引き続き検討することをを行うよう要望する。